【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成21年12月25日

【発行者名】 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株

式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡村 進

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

大手町ファースト スクエア

【事務連絡者氏名】佐井 経堂【電話番号】03-5293-3667

【届出の対象とした募集内国投資信託受 UBSグローバルCBファンド

益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託受 上限 1,000億円

益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

UBSグローバルCBファンド (以下、「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権です。

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(以下、「UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社」ということがあります。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

1.000億円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料(当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する額を含みます。以下同じ。)は含まれません。

(4) 【発行(売出)価格】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(当初1口当たり1円)

基準価額 については、後記「(8)申込取扱場所」に記載する販売会社または後記照会先までお問い合わせください。

「基準価額」とは、純資産総額(信託財産の資産総額から負債総額を控除した額)を計算日における受益権総口数で除して得た額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

(5) 【申込手数料】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に対し3.15%(税 抜3%)を上限とし、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合の手数料は無手数料とします。

詳しくは、販売会社または後記照会先にお問い合わせください。

「税」とは、消費税等に相当する額をいいます。以下同じ。

(6) 【申込単位】

1万円以上1円単位または1万口以上1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成21年12月26日から平成22年6月30日まで

ただし、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ダブリンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日(以下、「ロンドン、ニューヨーク、ダブリンまたはルクセンブルグの休業日」といいます。)と同日の場合はお申込みを受付けません。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

次の場所においてお申込みを取扱います。

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号取扱店については販売会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

買付申込者は各販売会社の指定する期日までにお申込金額(買付申込受付日の翌営業日の基準価額に 買付申込口数を乗じて得た額に、申込手数料を加えた額をいいます。以下同じ。)をお申込みの販売会 社にお支払いください。

発行価額の総額は、各追加信託を行う日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して受託会社(受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社)の指定するファンド口座に振込まれます。

(10)【払込取扱場所】

お申込金額は、前記「(8)申込取扱場所」に記載する販売会社へお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

受益権の買付申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「自動けいぞく 投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」 があります。取扱いコースにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、買付申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。(以下同じ。)

申込期間中のお申込みは、原則として毎営業日の午後3時(半日営業日の場合には午前11時)までに受付けた申込みを当日の受付分とします。ただし、ロンドン、ニューヨーク、ダブリンまたはルクセンブルグの休業日を除きます。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は買付申込を中止すること、および既に受付けた買付申込を取消す場合があります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

照会先

委託会社のホームページ http://www.ubs.com/japanfunds/

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として、世界各国の転換証券(主に転換社債型新株予約権付社債(以下、「転換社債」ということがあります。)などをいいます。)等に投資する投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標とします。(転換証券には、債券、優先株式または利金もしくは配当付きで特定の期間もしくは時点で普通株式(通常は同一発行体による)に転換する権利もしくはこれに相当する権利が所有者に付与されているその他のハイブリッド証券を含みます。以下同じ。)

信託金限度額

1,000億円を上限とします。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

ファンドは、社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型 / 内外 / 債券に属します。 以下、社団法人 投資信託協会の定める商品分類・属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け 表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信
	託財産とともに運用されるファンド
目	論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの
内外	国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする
債券	組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル(含む日本)	ファミリー・	あり(フル
一般	年2回	日本	ファンド	ヘッジ)
大型	年4回	北米	ファンド・オブ	なし
中小型	年6回	区外外	・ファンズ	
債券	(隔月)	アジア		
一般	年12回	オセアニア		
公債	(毎月)	中南米		
社債	日々	アフリカ		
その他債券	その他	中近東		
不動産投信		(中東)		
その他資産(投資		エマージング		
信託証券(債券				
(社債))))				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

属性区分表における用語の定義

	日岡町の田田目(四国以東		
	目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの		
証券(債券(社	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への投資を通じて債券(企業等が発行する社債に主として投資す		
債))) ^(注)	るもの)に投資するもの		
年1回	年1回決算する		
グローバル(含む日	組入資産による投資収益が世界の資産(含む日本)を源泉とする		
本)			
ファンド・オブ・	証券投資信託及び不動産投資信託の受益証券(振替投資信託受益		
ファンズ	権を含む。) 並びに証券投資法人及び不動産投資法人の投資証券		
	への投資を目的とするもの		
為替ヘッジ(フル	為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載		
ヘッジ)	があるもの		

- (注)前記商品分類表においては投資対象資産を「債券」としておりますが、当ファンドはファンド・オブ・ファンズによる投資を行いますので、属性区分表における投資対象資産は「その他資産(投資信託証券)」としております。
- ()社団法人 投資信託協会の商品分類および属性区分の定義については社団法人 投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

ファンドの特色

1. 以下の投資信託証券への投資を通じて、世界各国の転換証券、短期公社債等にそれぞれ投資します。 なお、コマーシャル・ペーパー等の有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

ケイマン籍外国投資信託

日興グローバル・CB・ファンド - 円 (ヘッジ有)クラス受益証券

ルクセンブルグ籍外国投資信託

UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドル BAクラス受益証券

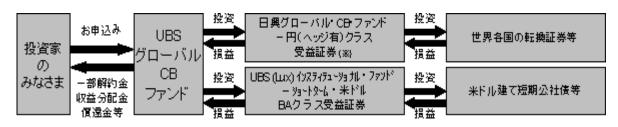
各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性を勘案して、決定します。通常、日興グローバル・CB・ファンド - 円(ヘッジ有)クラス受益証券(ファンド・オブ・ファンズのみに取得される投資信託証券)への投資比率を高位に保ちます。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券	ファンド形態	主要投資対象
日興グローバル・CB・ファンド - 円 (ヘッジ有) クラス受益証券	ケイマン籍外国投資信託	世界各国の転換証券等
UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドル BAクラス受益証券	ルクセンブルグ籍外国投資信託	米ドル建て短期公社債等

2. ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、主として投資信託証券に投資するものをいいます。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>



日興グローバル・CB・ファンド - 円 (ヘッジ有) クラス受益証券は、米ドル建てマスター・ファンド (オコーナー・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド) を通じて、世界各国の転換証券に投資します。

< 投資対象とする外国投資信託の概要 >

ケイマン籍外国投資信託 日興グローバル・CB・ファンド - 円 (ヘッジ有)クラス受益証券

形態	ケイマン籍オープン・エンド型契約型外国投資信託(円建て)
運用の基本方針	世界各国の転換証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。
主な投資対象	米ドル建てマスター・ファンド (オコーナー・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド)を通じて、世界各国の転換証券に投資します。
信託期間	実質、無期限
決算日	毎年一回、12月末日
申込手数料	ありません。
管理報酬等	管理報酬:純資産総額の年0.60% 受託報酬及び管理事務代行報酬:純資産残高に応じて年率0.08%-0.12%
その他費用	ファンドに係る事務処理等に関する費用、証券の売買委託手数料等取引に 要する費用等はファンドより実費にて支払われます。
管理会社および投資 運用会社	UBS 0'Connor LLC)
受託会社および管理 事務代行会社	BNYファンド・マネジメント(ケイマン)リミテッド (BNY Fund Management (Cayman) Limited)
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク (The Bank of New York)

ルクセンブルグ籍外国投資信託 UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドルBAクラス受益証券

形態	ルクセンブルグ籍オープン・エンド型契約型外国投資信託(米ドル建て)
運用の基本方針	米ドル建ての短期公社債等を主要投資対象とし、高い流動性を確保しつつ、 信託財産の安定した成長を目指します。
主な投資対象	米ドル建ての短期公社債等
信託期間	無期限
決算日	毎年一回、12月末日
申込手数料	ありません。
管理報酬等	受託報酬及び管理事務代行報酬:純資産総額に対し年率0.065%以内
その他費用	ファンドに係る事務処理等に関する費用、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等はファンドより実費にて支払われます。
管理会社	UBSインスティテューショナル・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (UBS Institutional Fund Management Company S.A.)
投資運用会社	UBS AG、UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ) (UBS AG, UBS Global Asset Management, Zurich)
管理事務代行会社	UBSファンド・サービシズ(ルクセンブルグ)エス・エー (UBS Fund Services (Luxembourg) S.A.)
保管会社	UBS (ルクセンブルグ)エス・エー (UBS (Luxembourg) S.A.)

通常、日興グローバル・CB・ファンド - 円 (ヘッジ有) クラス受益証券 (ファンド・オブ・ファンズのみに取得される投資信託証券) への投資比率を高位に保ちます。

注) 当ファンドの信託報酬率(年率1.029%(税込)) を加えた、受益者が負担する実質的な信託報酬率は純 資産総額に対して合計で年率1.749%(税込)程度となります。

当ファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、上記概要を参照しております。

<日興グローバル・CB・ファンド-円(ヘッジ有)クラス受益証券の特徴>

日興グローバル・CB・ファンド - 円 (ヘッジ有) クラス受益証券は、米ドル建てマスター・ファンド (オコーナー・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド) を通じて、主として世界各国の転換証券へ投資します。

マスター・ファンドへの投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないます。

転換証券への投資にあたっては、地域・業種の分散を図ることで安定した収益を目指します。

[転換社債(CB)とは]

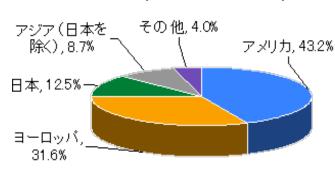
■ CBの値動き 「株価連動性」と「下値抵抗力」

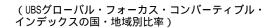


上記は、転換証券の1つであるCBの特性を現すイメージ図です。

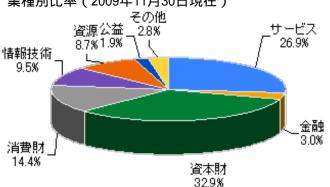
〔グローバルCB市場について〕

国・地域別比率(2009年11月30日現在)





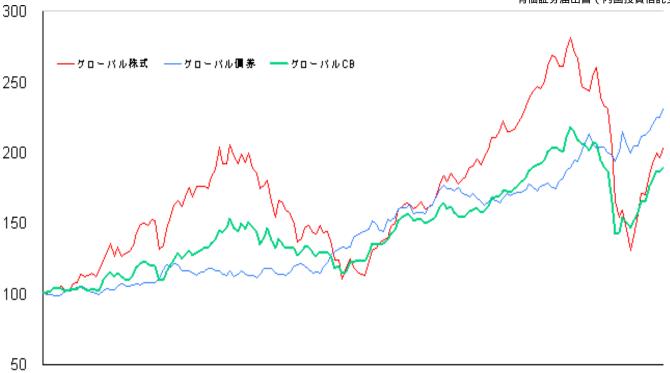
業種別比率(2009年11月30日現在)



(UBSグローバル・フォーカス・コンバーティブル・ インデックスの業種別比率)

グローバルCBのパフォーマンス(1996年1月末から2009年11月末)





1996年1月 1998年1月 2000年1月 2002年1月 2004年1月 2006年1月 2008年1月 (各指数を1996年1月末を100として指数化。)

出所:ブルームバーグのデータをもとに、UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社にて作成。

各資産クラスとして、以下の指数を使用。いずれも米ドルベース

グローバルCB: UBSグローバル・フォーカス・コンバーティブル・インデックス

グローバル株式: MSCIワールド・インデックス

グローバル債券:シティグループ世界国債インデックス

上記は、インデックスの値動きであり、当ファンドの運用実績ではありません。そのため、信託報酬等の諸経費は考慮されていません。

上記は過去の実績であり、将来の投資結果を保証するものではありません。

また、インデックスには直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

- 3. UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループが運用を行います。
 - ファンドの主要投資対象である「日興グローバル・CB・ファンド 円(ヘッジ有)クラス受益証券」の運用はUBSオコーナー・エルエルシー、「UBS(Lux)インスティテューショナル・ファンド ショートターム・米ドル BAクラス受益証券」の運用はUBS AG、UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ)が行ないます。
 - ・ UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループは、グローバルな総合金融機関UBSグループの資産 運用部門です。
 - ・ UBSグループは、スイスを本拠地とし、世界の主要都市にオフィスを配し、約70,000名の従業員を擁する グローバルな総合金融機関です(2009年9月末日現在)。
 - ・ グローバルにプライベート・バンキング、資産運用、投資銀行などの業務を展開しています。

< UBSグループの組織図 (2009年11月末日現在) >

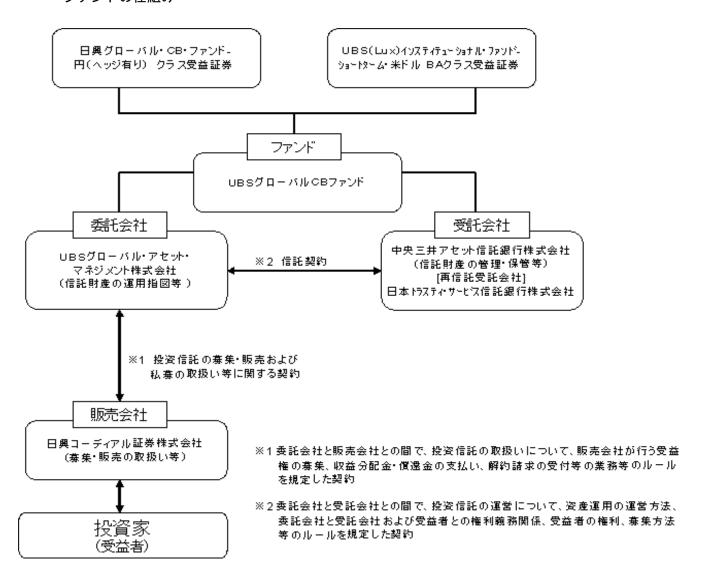


UBS銀行の格付け(2009年11月末日現在)

A+(スタンダード&プアーズ社)

Aa3 (ムーディーズ社)

(2) 【ファンドの仕組み】 ファンドの仕組み



委託会社の概況(平成21年12月25日現在)

- ・ 資本金 22億円
- ・ 沿革

平成 8年 4月 1日 ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立

平成10年 4月28日 ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更

平成12年 7月 1日 ユービーエス・ブリンソン投資顧問株式会社と合併し、

ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成14年 4月 8日 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

に商号変更

・ 大株主の状況

株主名	住 所	持株数	持株比率
ユービーエス・ エイ・ジー	スイス共和国 バーゼルCH-4051 エーシェンフォルシュタッド 1 スイス共和国 チューリッヒ CH-8098 バーンホッフシュトラッセ 45	21,600株	100.00%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

下記の投資信託証券への投資を通じて、世界各国の転換証券、短期公社債等にそれぞれ投資します。なお、コマーシャル・ペーパー等の有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。 転換証券には、債券、優先株式または利金もしくは配当付きで特定の期間もしくは時点で普通株式 (通常は同一発行体による)に転換する権利もしくはこれに相当する権利が所有者に付与されているその他のハイブリッド証券を含みます。

ケイマン籍外国投資信託

日興グローバル・CB・ファンド - 円 (ヘッジ有)クラス受益証券

ルクセンブルグ籍外国投資信託

UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドル BAクラス受益 証券

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性を勘案して、決定します。通常、日興グローバル・CB・ファンド - 円(ヘッジ有)クラス受益証券(ファンド・オブ・ファンズのみに取得される投資信託証券)への投資比率を高位に保ちます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ、有価証券
 - 口.金銭債権
 - 八.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券

委託会社は信託金を主として次の投資信託証券ならびに有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. ケイマン籍外国投資信託 日興グローバル・CB・ファンド 円(ヘッジ有)クラス受益証券
- 2. ルクセンブルグ籍外国投資信託 UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド ショートターム・米ドル BAクラス受益証券
- 3. 短期社債等(社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。) およびコマーシャル・ペーパー
- 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

金融商品

委託会社は信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

金融商品による運用の特例

前記の規定にかかわらず、信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上

必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 各号に掲げる金融商品により運用することの指 図ができます。

< 投資対象とする外国投資信託の概要 >

ケイマン籍外国投資信託 日興グローバル・CB・ファンド - 円 (ヘッジ有)クラス受益証券

形態	ケイマン籍オープン・エンド型契約型外国投資信託(円建て)
運用の基本方針	世界各国の転換証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。
主な投資対象	米ドル建てマスター・ファンド (オコーナー・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド)を通じて、世界各国の転換証券に投資します。
信託期間	実質、無期限
決算日	毎年一回、12月末日
申込手数料	ありません。
管理報酬等	管理報酬:純資産総額の年0.60% 受託報酬及び管理事務代行報酬:純資産残高に応じて年率0.08%-0.12%
その他費用	ファンドに係る事務処理等に関する費用、証券の売買委託手数料等取引に 要する費用等はファンドより実費にて支払われます。
管理会社および投資 運用会社	UBS 0'Connor LLC)
受託会社および管理 事務代行会社	BNYファンド・マネジメント(ケイマン)リミテッド (BNY Fund Management (Cayman) Limited)
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク (The Bank of New York)

ルクセンブルグ籍外国投資信託 UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドルBAクラス受益証券

形態	ルクセンブルグ籍オープン・エンド型契約型外国投資信託(米ドル建て)
運用の基本方針	米ドル建ての短期公社債等を主要投資対象とし、高い流動性を確保しつつ、 信託財産の安定した成長を目指します。
主な投資対象	米ドル建ての短期公社債等
信託期間	無期限
決算日	毎年一回、12月末日
申込手数料	ありません。
管理報酬等	受託報酬及び管理事務代行報酬:純資産総額に対し年率0.065%以内
その他費用	ファンドに係る事務処理等に関する費用、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等はファンドより実費にて支払われます。
管理会社	UBSインスティテューショナル・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (UBS Institutional Fund Management Company S.A.)
投資運用会社	UBS AG、UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ) (UBS AG, UBS Global Asset Management, Zurich)
管理事務代行会社	UBSファンド・サービシズ(ルクセンブルグ)エス・エー (UBS Fund Services (Luxembourg) S.A.)
保管会社	UBS (ルクセンブルグ)エス・エー (UBS (Luxembourg) S.A.)

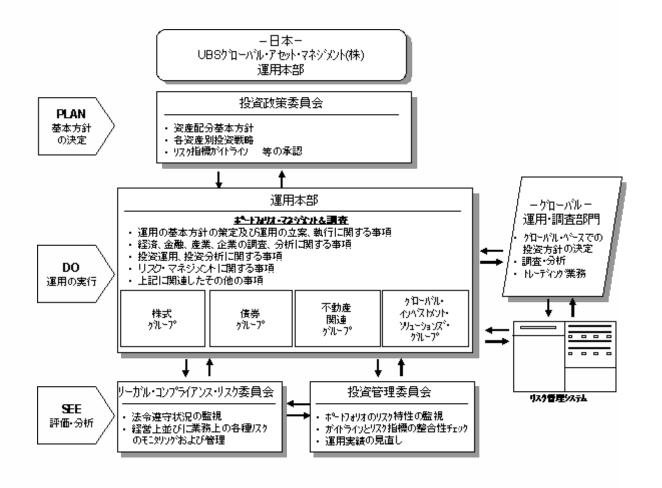
通常、日興グローバル・CB・ファンド - 円 (ヘッジ有)クラス受益証券(ファンド・オブ・ファンズのみに取得される投資信託証券)への投資比率を高位に保ちます。

注) 当ファンドの信託報酬率(年率1.029%(税込)) を加えた、受益者が負担する実質的な信託報酬率は純 資産総額に対して合計で年率1.749%(税込)程度となります。

当ファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、上記概要を参照しております。

(3) 【運用体制】

< UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社の運用体制>



(平成21年11月末現在)

上記の体制は今後変更される場合があります。

<運用体制に関する社内規則等およびファンドに関係する法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部(15名程度)は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合等を行なっています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

< 内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織 >

投資政策委員会:

投資政策及び運用の基本方針の全社的審議ないし決定機関として投資政策委員会を取締役会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は運用本部長が毎月招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各グループのヘッド、各資産クラス等(例:国内債券、国内株式、グローバル債券、グローバル株式等)の運用を担当するシニア・ポートフォリオ・マネジャー8名程度がメンバーとして参加しております。また、これらメンバーとは別に、投資政策委員会が適切とみなす他の役職員にオブザーバーとして出席を求めることができます。

投資管理委員会:

運用状況の報告を受けて、投資目標、方針との整合性、投資ガイドラインの遵守状況等を検討、分析するとともに、パフォーマンスの向上のための対応策を審議する機関として投資管理委員会を、取締役会直属の機関として設置しております。投資管理委員会は事務管理本部長が毎月招集し、その議事運営にあたり、事務管理本部長の他、パフォーマンス分析担当者、運用本部の担当者、クライアント・マネジメント部のヘッドまたは担当者、投信営業本部の担当者、法規管理室長の6名程度がメンバーとして参加します。また、これらのメンバーとは別に、当委員会が適切とみなす他の役職員にオブザーバーとして出席を求めることができます。

リーガル・コンプライアンス・リスク委員会:

業務の執行にあたって、経営上並びに業務上のリスクのモニタリングおよび管理の総合的な検討を行う機関としてリーガル・コンプライアンス・リスク委員会を取締役会直属の機関として設置しております。リーガル・コンプライアンス・リスク委員会は、社長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営にあたり、社長の他、法規管理室、運用本部、年金営業部/コンサルタント・マネジメント部、投信営業本部、法人営業部、運用商品開発部、クライアント・マネジメント部、事務管理本部、経理部、インフォメーション・テクノロジー部のそれぞれのヘッドの10名程度により構成されております。また、リーガル・コンプライアンス・リスク委員会が適切とみなす他の職員に出席を求めることができ、常勤監査役も、委員会に出席することができます。

(ご参考)

< ケイマン籍外国投資信託 日興グローバル・CB・ファンド - 円(ヘッジ有)クラス受益証券の投資運用会社であるUBSオコーナー・エルエルシーの運用体制>

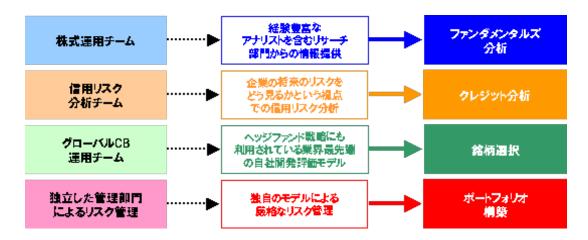
現在投資運用会社には以下の2つの運用チームがあります。

グローバル・カレンシー・アンド・レート・チーム

投資運用会社の為替・金利見通しに基づき、レバレッジを利用しながら、為替・債券・金利商品のトレーディングを行っています。

<u>グローバル・エクイティーズ・チーム</u>

投資運用会社の分析に基づき、株式及び株式派生商品の「買い」と「売り」を組み合わせたトレーディングを行っています。



ファンドは、グローバル・エクイティーズ・チームが主に運用します。

上記株式運用チーム、信用リスク分析チーム、グローバルCB運用チームは、グローバル・エクイティーズ・チームの中のサブチームです。

(4) 【分配方針】

毎決算時(原則として3月31日、休業日の場合は翌営業日)に行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の 場合等には、収益分配を行わない場合があります。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を定めず、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の運用を行います。
- (注)収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を 除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前 のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者と します。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「自動け いぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

信託約款による投資制限

- 1. 投資信託証券、短期社債等(社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第 117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する 特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行ない ません。
- 2. 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。
- 3. 同一銘柄の投資信託証券は、原則として信託財産の純資産総額の50%以内とします。ただし、契約または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること(投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行われる場合も含みます。)が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。
- 4. 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 5. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 6. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

法令等による投資制限

1. デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

2. 同一法人の発行する株式への投資制限

EDINET提出書類

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

当ファンドは主として投資信託証券への投資を通じて世界の転換証券および短期公社債などの有価証券に投資を行いますので、組入有価証券の価格の下落や当該有価証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

(1)公社債投資に関する価格変動リスク

当ファンドは投資信託証券を通じて実質的に公社債への投資を行います。公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、公社債の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

・金利変動リスク

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。

・信用リスク

公社債の価格は発行体の信用力の変化によっても変動します。公社債の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行(デフォルト、元利金の支払いが期日までに行われないこと)が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、公社債の価格は大きく下落することがあります。このような場合には当ファンドの基準価額が影響を受け、大きく下落することがあります。

(2) 転換証券のリスク

当ファンドは投資信託証券を通じて実質的に転換証券への投資を行います。転換証券の価格は、株式市場の全体的な下落により低下することがあります。事前に決まっている転換証券の転換価格が発行体の普通株式の時価に近いときまたは下回っているときに、転換証券の時価は対象となる普通株式の価格変動に特に敏感に反応します。

(3)株式投資に関する価格変動リスク

当ファンドは投資信託証券を通じて実質的に株式への投資を行うことがあります。株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。また株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなる場合があります。

(4)外国証券投資に関するリスク(カントリー・リスク)

当ファンドは投資信託証券を通じて実質的に外国の有価証券へ投資します。外国証券への

投資には、当該国・地域の政治・経済および社会情勢の変化により混乱が生じた場合には基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

(5) 為替変動リスク

当ファンドは投資信託証券を通じて実質的に世界各国の各種の通貨建有価証券等に投資しますが、円貨べ-スにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることになります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

(6)解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

(7) その他

(短期金融商品の信用リスク)

ファンド資産をコール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生する可能性があります。

(買付および換金申込に係る制限)

- ・ 買付または換金の申込日が、ロンドン、ニューヨーク、ダブリンまたはルクセンブルグ の休業日と同日の場合には、当該買付または換金の申込みは受付けません。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付および換金の申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた当該各申込を取り消すことがあります。
- ・ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。

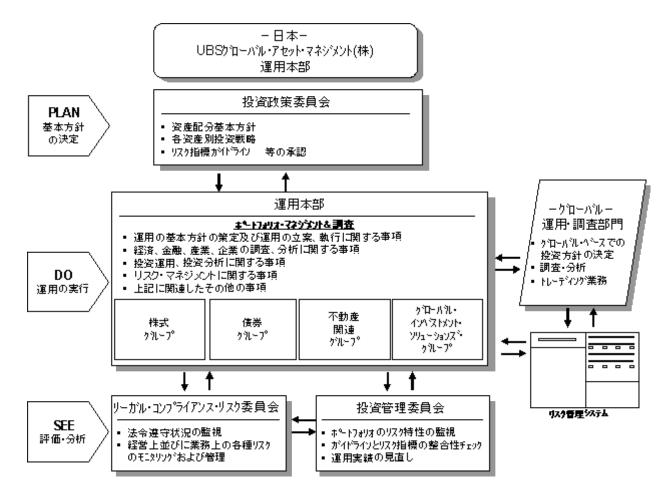
投資信託に関する一般的なリスク

- 1. 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- 2. 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- 3. 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

投資信託に関する一般的な留意事項

- 1. 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者 保護機構の保護の対象ではありません。
- 2. 投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

リスク管理体制



(平成21年11月末日現在)

上記の体制は今後変更される場合があります。

4 【手数料等及び税金】

受益者が、買付から換金(解約)・償還までに直接的または間接的にご負担していただく主な費用・税金は以下のとおりです。なお、税法が改正された場合には、税率等の課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳細は、以下「(1)申込手数料」から「(5)課税上の取扱い」の各項目をご参照ください。

買付時、収益分配時、換金(解約)時および償還時にご負担いただく費用・税金

時 期	項目	費用・税金
買付時	申込手数料 (1)	販売会社毎に定めた率(上限3.15%(税抜3.00%)) 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
収益分配時	所得税・地方税 (2)	普通分配金に対し10% (所得税7%、地方税3%)
解約時	所得税・地方税 (2)	解約時の譲渡益に対し10% (所得税7%、地方税3%)
償還時	所得税・地方税 (2)	償還時の譲渡益に対し10% (所得税7%、地方税3%)

信託財産で間接的にご負担いただく(信託財産が支払う)費用

時 期	項目	費 用
	信託報酬	信託財産の純資産総額に対して年率1.029%(税抜0.98%) 上記の信託報酬に加えて、当ファンドが投資対象とする投資信 託証券の管理報酬等が、当ファンドの純資産総額に対し概算値 で年率0.72%以内の範囲でかかります。 したがって、当ファンドの信託報酬率(年率1.029%(税 込))を加えた、受益者が負担する実質的な信託報酬率は純資 産総額に対して合計で年率1.749%(税込)程度となります。 ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって、実質的な信託報 酬率は変動します。
保有時	監査費用	信託財産に係る監査報酬および当該報酬に係る消費税等相当額(現在は信託財産の規模等を考慮して委託会社が負担しております。)
	信託事務の諸費用 (3)	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受 託会社の立替えた立替金の利息
売買委託手数料等 (3)		組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等のファンドを 運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る 消費税等相当額
	その他諸費用 (4)	受益権の管理事務費用、法定手続き(書類の作成、印刷、交付) 等に関する費用および当該費用に係る消費税等相当額

- (1)「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (2)個人受益者の場合、平成24年1月1日以降は原則として20% (所得税15%、地方税5%)となります。詳しくは後記「(5)課税上の取扱い」の各項目をご覧ください。
- (3) 信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。
- (4)信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産より間接的にご負担いただく場合があります。
- (注)上記 及び の手数料等の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

(1)【申込手数料】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%(税抜3%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金から税金等を差引いた額を自動的に再投資する場合は、無手数料とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.029%(税抜0.98%)を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

信託報酬の総額	配 分(年率)				
(年率)	委託会社	販売会社	受託会社		
信託財産の純資産総額の 1.029%(税抜0.98%)	0.3150% (税抜0.30%)	0.6615% (税抜0.63%)	0.0525% (税抜0.05%)		

その他、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等(詳細は以下の通り)が当ファンドの純 資産総額に対して年率0.72%以内の範囲(委託会社が試算した概算値)でかかります。

したがって、当ファンドの信託報酬率(年率1.029%(税込))を加えた、受益者が負担する実質的な信託報酬率は純資産総額に対して合計で年率1.749%(税込)程度となります。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって、実質的な信託報酬率は変動します。

(ご参考)

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等の詳細は以下の通りです。

ケイマン籍外国投資信託

日興グローバル・CB・ファンド - 円 (ヘッジ有) クラス受益証券

管理報酬:純資産総額の年率0.60%

受託報酬及び管理事務代行報酬:純資産残高に応じて年率0.08%-0.12%

その他費用:ファンドに係る事務処理等に関する費用、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等はファンドより実費にて支払われます。

ルクセンブルグ籍外国投資信託

UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドル BAクラス受益証券

受託報酬及び管理事務代行報酬:純資産総額に対し年率0.065%以内

その他費用:ファンドに係る事務処理等に関する費用、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等はファンドより実費にて支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用および当該費用にかかる消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

売買委託手数料

組入有価証券の売買時の売買委託手数料等に要する費用等。

監査費用

信託財産に係る監査報酬。(現在は信託財産の規模等を考慮し、委託会社にて負担しております。) 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息。その他、以下の諸費用

- 1. 受益権の管理事務に関連する費用
- 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
- 3. 投資信託説明書(目論見書)の作成、印刷および交付に係る費用
- 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
- 6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に 係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記1.~7.の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができますが、現在は信託財産の規模等を考慮し、委託会社にて負担しております。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記(4)その他の手数料等の内、からは、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

また、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計は、保有期間等により異なりますので、事前に表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

[収益分配時]

収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行なわれ、平成23年12月31日までは原則として10%(所得税7%および地方税3%)の税率 により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。

[一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行なわれ、平成23年12月31日までは原則として10%(所得税7%および地方税3%)の税率 による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座(源泉徴収選択口座)をご利用の場合は確定申告は不要です。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は原則として20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

< 損益通算 >

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等との譲渡損益および申告分離 課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は原則として15%(所得税15%)となる予定です。

個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金支払いコ-ス」と「自動けいぞく投資コース」の両コ-スで取得する場合はコ-ス別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税

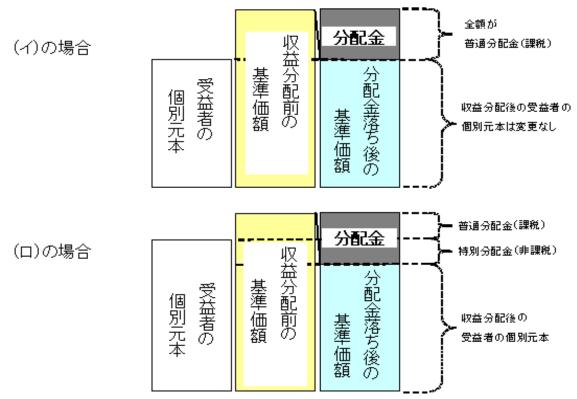
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際

- (イ)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- (ロ)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回 る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配 金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ>



課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。 なお、税法が改正された場合には、上記の内容は変更となる場合があります。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(2009年11月30日現在)

(2000)			
資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,511,893,740	99.62
	ルクセンブルグ	2,370,427	0.15
	小 計	1,514,264,167	99.78
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	3,248,029	0.21
合計 (純資産総額)	-	1,517,512,196	100.00

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

主要銘柄の明細(2009年11月30日現在)

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	日興グローバル・CB・ファンド 円(ヘッジ有)クラス受益証券	139,796	8,190	1,145,024,301	10,815	1,511,893,740	99.62
		UBS(Lux)インスティテューショナル・ファンド -ショートタイム・米ドルBAクラス受益証券		10,574.32	2,349,213	10,669.81	2,370,427	0.15

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率(2009年11月30日現在)

投資有価証券の種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.78
合計	99.78

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。(2009年11月30日現在)

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。(2009年11月30日現在)

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2009年11月30日及び同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
第1計算期間 (2007年4月2日)	2,955	2,955	1.0378	1.0378
第2計算期間 (2008年3月31日)	2,557	2,557	1.0076	1.0076
第3計算期間 (2009年3月31日)	1,004	1,004	0.7718	0.7718
2008年11月末日	1,106	-	0.7078	-
2008年12月末日	1,083	-	0.7230	-
2009年1月末日	1,066	-	0.7472	-
2009年2月末日	978	-	0.7345	-
2009年3月末日	1,004	-	0.7718	-
2009年4月末日	1,087	-	0.8315	-
2009年5月末日	1,191	-	0.8951	-
2009年6月末日	1,284	-	0.9102	-
2009年7月末日	1,443	-	0.9627	-
2009年8月末日	1,531	-	1.0014	-
2009年9月末日	1,568	-	1.0290	-
2009年10月末日	1,548	-	1.0248	-
2009年11月30日現在	1,517	-	1.0384	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)		
第1計算期間	0.0000		
第2計算期間	0.0000		
第3計算期間	0.0000		

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	3.8
第2計算期間	2.9
第3計算期間	23.4
第4計算期間(中間期)	33.3

6 【手続等の概要】

(1) 申込(販売)手続等

申込の受付

- ・ 原則としていつでも買付申込を行うことができますが、ロンドン、ニューヨーク、ダブリンまたはル クセンブルグの休業日と同日の場合には、買付申込の受付は行いません。
- ・ 販売会社の毎営業日の午後3時(半日営業日の場合には午前11時)までに受付けた買付申込を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎてのお申込みは翌営業日(ただし、上記のお申込みの受付を行わない日を除きます。)の取扱いとなります。

・ 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付申込を中止すること、および既に受付けた買付申込を取消す場合があります。

口座開設

・ 買付申込の際には、販売会社に取引口座を開設していただきます。

申认单位

・ 1万円以上1円単位または1万口以上1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込手数料

- ・ 買付申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%(税抜3%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- ・「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金から税金等を差引いた額を自動的に再投資する場合は、無手数料とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

買付申込者は販売会社に、買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(2) 換金(解約)手続等

換金の受付

- ・ 受益者は一部解約の請求をすることができます。
- ・ 原則としていつでもご換金の申込みを行うことができますが、ロンドン、ニューヨーク、ダブリンま たはルクセンブルグの休業日と同日の場合には、換金のお申込みの受付は行いません。
- ・ 販売会社の毎営業日の午後3時(半日営業日の場合には午前11時)までに受付けた換金のお申込み を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎてのお申込みは翌営業日(ただし、上記のお 申込みの受付を行わない日を除きます。)の取扱いとなります。
- ・ 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは受益者の解約請求の受付を中止することがあります。また、信託資産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

換金単位

・ 1口単位とします。

解約価額

・ 解約申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

支払開始日

・ 原則として、解約申込受付日から起算して8営業日目からお支払いいたします。

受付中止

- ・ 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益者の解約請求の受付けを中止することがあります。
- ・解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した 後の最初の基準価額の計算日に当該解約を受付けたものとし、当該受益権の解約の価額は、当該基

準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託 契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申 請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または 記録が行なわれます。

7 【管理及び運営の概要】

資産管理等の概要

資産の評価

(基準価額の算定)

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した1口当りの金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(有価証券の時価評価基準)

信託財産に属する資産は、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

(基準価額の算出頻度と公表)

基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社または委託会社にお問合せいただくことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくことも出来ます。

委託会社のホームページ http://www.ubs.com/japanfunds/

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

保管

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

信託期間

無期限とします。ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。

計算期間

原則として毎年4月1日から翌年3月31日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託終了の日とします。

その他

[信託の終了]

(信託契約の解約)

- a. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより純資産総額が30億円を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、信託を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- c. 委託会社は、前記 a.および b.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d. 前記 c.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一カ月を下らないものとします。
- e. 前記 d.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を 超えるときは、前記 a.および b.の信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. 前記d.からf.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記d.の一定の期間が一カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約 を解約し信託を終了させます。

(委託会社の登録取消等に伴う取扱い)

- ・ 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ・ 前記の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社 に引き継ぐことを命じたときは、信託は、後記[信託約款の変更]d.に該当する場合を除き、当該投 資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(受託会社の辞任および解任に伴う取扱い)

- ・ 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務 に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の 解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した 場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- ・ 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

[運用報告書の作成]

委託会社は、毎決算時(毎年3月31日、ただし、休業日の場合は翌営業日。)および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

[信託約款の変更]

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付した時は、原則として公告を行いません。
- c. 前記 b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して 異議を述べることができます。なお、一定の期間は一カ月を下らないものとします。
- d . 前記 c . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 a . の信託約款の変更をしません。

e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

[反対者の買取請求権]

上記の信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

[公告]

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

[関係法人との間の契約書の内容について]

委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託受益権の募集・販売および私募の取扱い等に関する契約書」は、契約終了の3ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

[収益分配金受領権]

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

上記にかかわらず、積立投資約款に基づく契約を結んだ受益者に対する収益分配金は、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

[償還金受領権]

受益者は、信託終了による償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前 において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された 受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原 則として買付申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日目までにお支払いを 開始します。

ただし、受益者が償還金について以下に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

[一部解約の実行請求権]

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店・営業所等において、原則として解約請求の受付日から起算して8営業日目からお支払いいたします。

受託会社は前記に規定する支払開始日までに、その全額を委託会社に交付します。受託会社は委託会社に一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いについて、その責任を負いません。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(E12473) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

[帳簿閲覧権]

受益者は委託会社に対して、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

第2 【財務ハイライト情報】

本項の記載事項は、「ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」から抜粋して記載したものです。 なお、当該「財務諸表」につきましては、あらた監査法人により監査証明を受けており、当該監査証明に係る監 査報告書は、当該箇所に添付しております。

財務諸表

【UBSグローバルCBファンド】

1 【貸借対照表】

(単位:円)

	注記	第2期 (平成20年3月31日現在)	第3期 (平成21年3月31日現在)
区分	番号	金 額	金 額
資産の部			
流 動 資 産			
コール・ローン		87,179,137	36,458,375
投資信託受益証券		2,506,679,469	985,474,700
未収利息		1,049	49
流動資産合計		2,593,859,655	1,021,933,124
資 産 合 計		2,593,859,655	1,021,933,124
負債の部			
流 動 負 債			
未払解約金		7,281,362	1,261,557
未払受託者報酬		1,490,888	839,357
未払委託者報酬		27,730,354	15,612,000
流動負債合計		36,502,604	17,712,914
負債合計		36,502,604	17,712,914
純資産の部			
元 本等			
元 本		2,537,951,665	1,301,166,899
剰 余 金			
期末剰余金又は期末欠損金()		19,405,386	296,946,689
(分配準備積立金)		(79,307,374)	(35,314,690)
元本等合計		2,557,357,051	1,004,220,210
純 資 産 合 計		2,557,357,051	1,004,220,210
負債純資産合計		2,593,859,655	1,021,933,124

2 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

			(一座:13)
区分	注記番号	第2期 自 平成19年 4月 3日 至 平成20年 3月31日	第3期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
		金額	金額
営業収益			
受取利息		310,724	139,768
有価証券売買等損益		45,095,606	414,433,914
為替差損益		448,162	51,855
営業 収益合計		45,233,044	414,346,001
営業費用			
受 託 者 報 酬		1,490,888	839,357
委託者報酬		27,730,354	15,612,000
営業費用合計		29,221,242	16,451,357
営業利益又は営業損失()		74,454,286	430,797,358
経常利益又は経常損失()		74,454,286	430,797,358
当期純利益又は当期純損失()		74,454,286	430,797,358
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額()		16,163,902	135,658,579
期首剰余金又は期首欠損金()		107,566,091	19,405,386
剰余金増加額又は欠損金減少額		54,549,538	-
(当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額)		(54,549,538)	(-)
剰余金減少額又は欠損金増加額		52,092,055	21,213,296
(当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額)		(52,092,055)	(10,507,299)
(当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額)		(-)	(10,705,997)
期末剰余金又は期末欠損金()		19,405,386	296,946,689

<注記表>

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

生女な云川 刀川 にぶる事項		
区分	第2期 自 平成19年 4月 3日 至 平成20年 3月31日	第3期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
1.有価証券の評価基準及 び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価格又は管理会社の計算する価額で評価しております。	
	外貨建取引等の処理基準 特貨建取引に関する規則」(保証の 所貨建取引に関する規則」(保証の 所達の計算に関する規則」(保証の 所定の 所定の 所定の 所で のした。 のした。 のした。 のした。 のした。 のした。 のした。 のした。 のした。 のした。 のした。 のした。 のした。 のした。 のした。 のした。 のした。 ののした。 ののした。 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののが、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 のののは、 のののののののの。 のののののののののののののののののののののののののの	

(貸借対照表に関する注記)

区分	第2期 (平成20年 3月31日現在)	第3期 (平成21年 3月31日現在)
1.期首元本額 期中追加設定元本額 期中解約元本額	2,847,763,536円 964,965,044円 1,274,776,915円	2,537,951,665円 274,268,351円 1,511,053,117円
2.期末における受益権の総数	2,537,951,665口	1,301,166,899□
3.元本の欠損	-	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は296,946,689円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期	第3期
自 平成19年 4月 3日	自 平成20年 4月 1日
至 平成20年 3月31日	至 平成21年 3月31日
分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額 分配後の配当等収益から費用を控除した額(0 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証 券売買等損益から費用を控除した額(0 円)、 信託約款に規定される収益調整金(33,593,448 円)、及び分配準備積立金(79,307,374円)よ リ分配対象収益は112,900,822円(1 万口当たり 444.83円)でしたが、当期は分配を行っておりま せん。	券売買等損益から費用を控除した額(0円)、

(有価証券に関する注記)

第2期(平成20年3月31日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,506,679,469	57,766,027
合 計	2,506,679,469	57,766,027

第3期(平成21年3月31日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
投資信託受益証券	985,474,700	288,632,914
合 計	985,474,700	288,632,914

(デリバティブ取引等に関する注記)

第2期(自 平成19年4月3日 至 平成20年3月31日)

. 取引の状況に関する事項

該当事項はありません。

. 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

第3期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

. 取引の状況に関する事項

該当事項はありません。

. 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期(自 平成19年4月3日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

第3期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第2期	第3期
(平成20年3月31日現在)	(平成21年3月31日現在)
1 口当たり純資産額 1.0076円	1 口当たり純資産額 0.7718円
(1 万口当たり純資産額10,076円)	(1 万口当たり純資産額7,718円)

本項の記載事項は、「ファンドの詳細情報」に記載の「中間財務諸表」から抜粋して記載したものです。 なお、当該「中間財務諸表」につきましては、あらた監査法人による監査を受けており、当該中間監査証明に係 る中間監査報告書は、当該箇所に添付しております。

中間財務諸表

【UBSグローバルCBファンド】

1 【中間貸借対照表】

(単位:円)

注記				(半位・ロノ
演産の部		注記		
流動資産 コール・ローン 42,230,874 17,367,724 投資信託受益証券 1,520,884,396 1,562,037,067 未収利息 462 23 流動資産合計 1,563,115,732 1,579,404,814 資産合計 1,563,115,732 1,579,404,814 負債の部 流動負債 13,734,763 4,637,310 未払受託者報酬 543,606 344,017 未払委託者報酬 10,111,065 6,398,574 流動負債合計 24,389,434 11,379,901 負債合計 24,389,434 11,379,901 純資産の部 元本等 1,812,478,005 1,523,851,991 剰余金 中間剰余金又は中間欠損金 273,751,707 44,172,922 (分配準備積立金) 51,029,215 28,279,677 元本等合計 1,538,726,298 1,568,024,913 純資産合計 1,538,726,298 1,568,024,913	区分	番号	金額	金額
コール・ローン 42,230,874 17,367,724 投資信託受益証券 1,520,884,396 1,562,037,067 未収利息 462 23 流動資産合計 1,563,115,732 1,579,404,814 資産合計 1,563,115,732 1,579,404,814 負債の部 流動負債 462 23 流動負債 462 23 流動負債 462 1,563,115,732 1,579,404,814 負債の部 463 4,637,310 未払受託者報酬 543,606 344,017 未払委託者報酬 10,111,065 6,398,574 流動負債合計 24,389,434 11,379,901 負債合計 24,389,434 11,379,901 純資産の部 元本等 1,812,478,005 1,523,851,991 剰余金 1,812,478,005 1,523,851,991 乗余金 1,812,478,005 1,523,851,991	資産の部			
接資信託受益証券 1,520,884,396 1,562,037,067 未収利息 462 23 流動資産合計 1,563,115,732 1,579,404,814 資産合計 1,563,115,732 1,579,404,814 負債の部	流動資産			
未収利息 462 23 流動資産合計 1,563,115,732 1,579,404,814 資産合計 1,563,115,732 1,579,404,814 負債の部 流動負債 13,734,763 4,637,310 未払解約金 13,734,763 4,637,310 未払受託者報酬 543,606 344,017 未払委託者報酬 10,111,065 6,398,574 流動負債合計 24,389,434 11,379,901 負債合計 24,389,434 11,379,901 純資産の部 元本等 元本 1,812,478,005 1,523,851,991 剰余金 中間剰余金又は中間欠損金 273,751,707 44,172,922 (分配準備積立金) 51,029,215 28,279,677 元本等合計 1,538,726,298 1,568,024,913 純資産合計 1,538,726,298 1,568,024,913	コール・ローン		42,230,874	17,367,724
流動資産合計	投資信託受益証券		1,520,884,396	1,562,037,067
資産合計1,563,115,7321,579,404,814負債の部流動負債未払解約金13,734,7634,637,310未払受託者報酬543,606344,017未払委託者報酬10,111,0656,398,574流動負債合計24,389,43411,379,901純資産の部1,379,901元本等1,812,478,0051,523,851,991剰余金1,812,478,0051,523,851,991中間剰余金又は中間欠損金 ()273,751,70744,172,922(分配準備積立金)51,029,21528,279,677元本等合計1,538,726,2981,568,024,913純資産合計1,538,726,2981,568,024,913	未収利息		462	23
負債の部	流動資産合計		1,563,115,732	1,579,404,814
流動負債 未払解約金	資産合計		1,563,115,732	1,579,404,814
未払解約金 13,734,763 4,637,310 未払受託者報酬 543,606 344,017 未払委託者報酬 10,111,065 6,398,574 流動負債合計 24,389,434 11,379,901 負債合計 24,389,434 11,379,901 純資産の部 元本等 1,812,478,005 1,523,851,991 剰余金 273,751,707 44,172,922 (分配準備積立金) 51,029,215 28,279,677 元本等合計 1,538,726,298 1,568,024,913 純資産合計 1,538,726,298 1,568,024,913	負債の部			
未払受託者報酬 543,606 344,017 未払委託者報酬 10,111,065 6,398,574 流動負債合計 24,389,434 11,379,901 負債合計 24,389,434 11,379,901 純資産の部 元本等 1,812,478,005 1,523,851,991 剰余金 中間剰余金又は中間欠損金 273,751,707 44,172,922 (分配準備積立金) 51,029,215 28,279,677 元本等合計 1,538,726,298 1,568,024,913 純資産合計 1,538,726,298 1,568,024,913	流動負債			
未払委託者報酬 10,111,065 6,398,574 流動負債合計 24,389,434 11,379,901 負債合計 24,389,434 11,379,901 純資産の部 元本等 1,812,478,005 1,523,851,991 剰余金 273,751,707 44,172,922 (分配準備積立金) 51,029,215 28,279,677 元本等合計 1,538,726,298 1,568,024,913 純資産合計 1,538,726,298 1,568,024,913	未払解約金		13,734,763	4,637,310
流動負債合計 24,389,434 11,379,901 負債合計 24,389,434 11,379,901 純資産の部 元本等 1,812,478,005 1,523,851,991 剰余金 1,812,478,005 1,523,851,991 ()) 273,751,707 44,172,922 (分配準備積立金) 51,029,215 28,279,677 元本等合計 1,538,726,298 1,568,024,913 純資産合計 1,538,726,298 1,568,024,913	未払受託者報酬		543,606	344,017
負債合計24,389,43411,379,901純資産の部元本1,812,478,0051,523,851,991剰余金中間剰余金又は中間欠損金 ()273,751,70744,172,922(分配準備積立金)51,029,21528,279,677元本等合計1,538,726,2981,568,024,913純資産合計1,538,726,2981,568,024,913	未払委託者報酬		10,111,065	6,398,574
純資産の部元本等1,812,478,0051,523,851,991剰余金中間剰余金又は中間欠損金 ()273,751,70744,172,922(分配準備積立金)51,029,21528,279,677元本等合計1,538,726,2981,568,024,913純資産合計1,538,726,2981,568,024,913	流動負債合計		24,389,434	11,379,901
元本等1,812,478,0051,523,851,991剰余金中間剰余金又は中間欠損金 ()273,751,70744,172,922(分配準備積立金)51,029,21528,279,677元本等合計1,538,726,2981,568,024,913純資産合計1,538,726,2981,568,024,913	負債合計		24,389,434	11,379,901
元本 1,812,478,005 1,523,851,991 剰余金	純資産の部			
剰余金中間剰余金又は中間欠損金 ()273,751,70744,172,922(分配準備積立金)51,029,21528,279,677元本等合計1,538,726,2981,568,024,913純資産合計1,538,726,2981,568,024,913	元本等			
中間剰余金又は中間欠損金 ()273,751,70744,172,922(分配準備積立金)51,029,21528,279,677元本等合計1,538,726,2981,568,024,913純資産合計1,538,726,2981,568,024,913	元本		1,812,478,005	1,523,851,991
()273,751,70744,172,922(分配準備積立金)51,029,21528,279,677元本等合計1,538,726,2981,568,024,913純資産合計1,538,726,2981,568,024,913	剰余金			
(分配準備積立金)51,029,21528,279,677元本等合計1,538,726,2981,568,024,913純資産合計1,538,726,2981,568,024,913				
元本等合計1,538,726,2981,568,024,913純資産合計1,538,726,2981,568,024,913	()		273,751,707	44,172,922
純資産合計 1,538,726,298 1,568,024,913	(分配準備積立金)		51,029,215	28,279,677
	元本等合計		1,538,726,298	1,568,024,913
負債純資産合計 1,563,115,732 1,579,404,814	純資産合計		1,538,726,298	1,568,024,913
	負債純資産合計		1,563,115,732	1,579,404,814

2 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

			(十四・11)
	注記	前中間計算期間 自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日	当中間計算期間 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日
区分	番号	金 額	金額
営業収益			
受取利息		116,208	8,885
有価証券売買等損益		267,645,499	365,961,401
為替差損益		89,426	217,034
営業収益合計		267,439,865	365,753,252
営業費用			
受託者報酬		543,606	344,017
委託者報酬		10,111,065	6,398,574
営業費用合計		10,654,671	6,742,591
営業利益又は営業損失()		278,094,536	359,010,661
経常利益又は経常損失()		278,094,536	359,010,661
中間純利益又は中間純損失()		278,094,536	359,010,661
一部解約に伴う中間純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う中間純損失金額 の分配額())		10,697,535	31,029,393
期首剰余金又は期首欠損金()		19,405,386	296,946,689
剰余金増加額又は欠損金減少額		3,767,399	64,767,148
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		-	64,767,148
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		3,767,399	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		8,132,421	51,628,805
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		8,132,421	
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額			51,628,805
中間剰余金又は中間欠損金()		273,751,707	44,172,922

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前中間計算期間 自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日	当中間計算期間 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日
1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額又は管理会社の計算する価額で評価しております。	投資信託受益証券 同左
2 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 特貨建取引に関する規則」((国本の)第60条に関する規則」((国本の)第60条に関する規則」((国本の)第60条に関する規則」((国本の)第60条のののの。 「投資で第133号)第60条に関する規則の 「投資で第133号)第60条に関連の 「投資で第133号)第60条に関連の 「関連のが、第通の 「は、のののでは、のののでは、のののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは	外貨建取引等の処理基準同左

(中間貸借対照表に関する注記)

	区分	前中間計算期間 (平成20年9月30日現在)	当中間計算期間 (平成21年9月30日現在)
1.	期首元本額 期中追加設定元本額 期中解約元本額	2,537,951,665円 218,645,863円 944,119,523円	1,301,166,899円 526,210,389円 303,525,297円
2.	中間計算期間末日における受 益権の総数	1,812,478,005□	1,523,851,991口
3.	元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産総額が元本総額を下回っており、 その差額は273,751,707円です。	-

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) 該当事項はありません。

当中間計算期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) 該当事項はありません。

(有価証券に関する注記) 前中間計算期間 (平成20年9月30日現在) 該当事項はありません。

当中間計算期間 (平成21年9月30日現在) 該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記) 前中間計算期間 (平成20年9月30日現在) 該当事項はありません。

当中間計算期間 (平成21年9月30日現在) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 前中間計算期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) 該当事項はありません。

当中間計算期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

前中間計算期間	当中間計算期間
平成20年9月30日現在	平成21年9月30日現在
1 口当たり純資産額 0.8490円	1 口当たり純資産額 1.0290円
(1万口当たり純資産額 8,490円)	(1万口当たり純資産額 10,290円)

第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換の手続き等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。)に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定

によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1)資産の評価
 - (2)保管
 - (3)信託期間
 - (4)計算期間
 - (5)その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4)附属明細表
 - 2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

上記の情報については、EDINET(エディネット)でもご覧いただくことができます。

第三部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成18年5月8日 信託契約締結、設定日、運用開始

第2 【手続等】

1 【申込(販売)手続等】

申込の受付

- ・原則としていつでも買付申込を行うことができますが、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク 証券取引所またはニューヨークの銀行、ダブリンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日 (以下、「ロンドン、ニューヨーク、ダブリンまたはルクセンブルグの休業日」といいます。)と同 日の場合には、買付申込の受付は行いません。
- ・ 販売会社の毎営業日の午後3時(半日営業日の場合には午前11時)までに受付けた買付申込を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎてのお申込みは翌営業日(ただし、上記のお申込みの受付けを行わない日を除きます。)の取扱いとなります。
- ・ 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付申込を中止すること、および既に受付けた買付申込を取消す場合があります。

□座開設

・ 買付申込の際には、販売会社に取引口座を開設していただきます。

由认单位

・ 1万円以上1円単位または1万口以上1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込手数料

- ・ 買付申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%(税抜3%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- ・「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金から税金等を差引いた額を自動的に再投資する場合は、無手数料とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

買付申込者は販売会社に、買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金(解約)手続等】

換金の受付

- ・ 受益者は一部解約の請求をすることができます。
- ・ 原則としていつでもご換金の申込みを行うことができますが、ロンドン、ニューヨーク、ダブリンま たはルクセンブルグの休業日と同日の場合には、換金のお申込みの受付は行いません。
- ・ 販売会社の毎営業日の午後3時(半日営業日の場合には午前11時)までに受付けた換金のお申込み を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎてのお申込みは翌営業日(ただし、上記のお 申込みの受付を行わない日を除きます。)の取扱いとなります。

・ 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは受益者の解約請求の受付を中止することがあります。また、信託資産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

換金単位

・ 1口単位とします。

解約価額

・ 解約申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

支払開始日

・ 原則として、解約申込受付日から起算して8営業日目からお支払いいたします。

受付中止

- ・ 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益者の解約請求の受付けを中止することがあります。
- ・解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の解約請求 を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した 後の最初の基準価額の計算日に当該解約を受付けたものとし、当該受益権の解約の価額は、当該基 準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託 契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申 請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または 記録が行なわれます。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

(基準価額の算定)

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した1口当りの金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(有価証券の時価評価基準)

信託財産に属する資産は、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

(基準価額の算出頻度と公表)

基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社または委託会社にお問合せいただくことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また 委託会社のホームページでご覧いただくことも出来ます。

委託会社のホームページ http://www.ubs.com/japanfunds/

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。

(4) 【計算期間】

原則として毎年4月1日から翌年3月31日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託終了の日とします。

(5) 【その他】

[信託の終了]

(信託契約の解約)

- a. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより純資産総額が30億円を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、信託を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は、前記 a.および b.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d . 前記 c . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一カ月を下らないものとします。
- e. 前記 d.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 a.および b.の信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. 前記d.からf.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記d.の一定の期間が一カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約 を解約し信託を終了させます。

(委託会社の登録取消等に伴う取扱い)

- ・ 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ・ 前記の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社 に引き継ぐことを命じたときは、信託は、後記[信託約款の変更]d.に該当する場合を除き、当該投 資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(受託会社の辞任および解任に伴う取扱い)

- ・ 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務 に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の 解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した 場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- ・ 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させま

す。

[運用報告書の作成]

委託会社は、毎決算時(毎年3月31日、ただし、休業日の場合は翌営業日。)および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

[信託約款の変更]

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付した時は、原則として公告を行いません。
- c. 前記 b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して 異議を述べることができます。なお、一定の期間は一カ月を下らないものとします。
- d . 前記 c . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 a . の信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

[反対者の買取請求権]

上記の信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき 旨を請求することができます。

[公告]

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

[関係法人との間の契約書の内容について]

委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託受益権の募集・販売および私募の取扱い等に関する契約書」は、契約終了の3ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

上記にかかわらず、積立投資約款に基づく契約を結んだ受益者に対する収益分配金は、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利

を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金受領権

受益者は、信託終了による償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

ただし、受益者が償還金について以下に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部 解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店・営業所等において、原則として解約請求の受付日から起算して8営業日目からお支払いいたします。

受託会社は前記に規定する支払開始日までに、その全額を委託会社に交付します。受託会社は委託会社に一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いについて、その責任を負いません。

(4)帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

(5)

第4 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、第2期計算期間(平成19年4月3日から平成20年3月31日まで)については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しており、第3期計算期間(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(平成19年4月3日から 平成20年3月31日まで)及び第3期計算期間(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表 について、あらた監査法人による監査を受けております。
- (3) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年 大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、前中間計算期間(平成20年4月 1日から平成20年9月30日まで)については改正前の、当中間計算期間(平成21年4月1日から平成21年9 月30日まで)については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133 号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(4) 当ファンドは、前中間計算期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)及び当中間計算期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の中間財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人による中間監査を受けております。

1 【財務諸表】

【UBSグローバルCBファンド】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第2期 (平成20年3月31日現在)	第3期 (平成21年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	87,179,137	36,458,375
投資信託受益証券	2,506,679,469	985,474,700
未収利息	1,049	49
流動資産合計	2,593,859,655	1,021,933,124
資産合計	2,593,859,655	1,021,933,124
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,281,362	1,261,557
未払受託者報酬	1,490,888	839,357
未払委託者報酬	27,730,354	15,612,000
流動負債合計	36,502,604	17,712,914
負債合計	36,502,604	17,712,914
純資産の部		
元本等		
元本	2,537,951,665	1,301,166,899
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	19,405,386	296,946,689
(分配準備積立金)	79,307,374	35,314,690
元本等合計	2,557,357,051	1,004,220,210
負債純資産合計	2,593,859,655	1,021,933,124

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		(112-113)
	第2期 自 平成19年 4月 3日 至 平成20年 3月31日	第3期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
営業収益		
受取利息	310,724	139,768
有価証券売買等損益	45,095,606	414,433,914
為替差損益	448,162	51,855
営業収益合計	45,233,044	414,346,001
営業費用		
受託者報酬	1,490,888	839,357
委託者報酬	27,730,354	15,612,000
営業費用合計	29,221,242	16,451,357
営業利益又は営業損失()	74,454,286	430,797,358
経常利益又は経常損失()	74,454,286	430,797,358
当期純利益又は当期純損失()	74,454,286	430,797,358
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	16,163,902	135,658,579
期首剰余金又は期首欠損金()	107,566,091	19,405,386
剰余金増加額又は欠損金減少額	54,549,538	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	54,549,538	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	52,092,055	21,213,296
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	52,092,055	10,507,299
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額 _	-	10,705,997
期末剰余金又は期末欠損金()	19,405,386	296,946,689
—	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

22 0 24 1732 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
区分	第2期 自 平成19年 4月 3日 至 平成20年 3月31日	第3期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	
1.有価証券の評価基準及び 評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価にあ たっては、投資信託受益証券の基準価 格又は管理会社の計算する価額で評価 しております。		
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産 の計算に関する規則」(平成12年総理府 令第133号)第60条に基づき、取引発生時 の外国通貨の額をもって記録する方法を 採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、 等、外国通貨の売却時において、外貨建資産等の前日の外貨建各損益勘定の前日の外貨建各損益勘定の前日の外貨建 建純資産額に対する当負貨の 調合相場等で円換算し、前り貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資 金勘定に対する円換算した外貨基金勘に の割合相当の邦貨建資産等の外国投資 を製造した外貨基金勘に対する で円換算した外貨基金勘に対する の割合相当のおります。		

(貸借対照表に関する注記)

スロババスに対するたれ		
区分	第2期 (平成20年 3月31日現在)	第3期 (平成21年 3月31日現在)
1.期首元本額 期中追加設定元本額 期中解約元本額	2,847,763,536円 964,965,044円 1,274,776,915円	2,537,951,665円 274,268,351円 1,511,053,117円
2.期末における受益権の総数	2,537,951,665□	1,301,166,899口
3.元本の欠損	-	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は296,946,689円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期	第3期
自 平成19年 4月 3日	自 平成20年 4月 1日
至 平成20年 3月31日	至 平成21年 3月31日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額	計算期間末における解約に伴う当期純損失金額
分配後の配当等収益から費用を控除した額(0	分配後の配当等収益から費用を控除した額(0
円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証	円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証
券売買等損益から費用を控除した額(0円)、	券売買等損益から費用を控除した額(0円)、
信託約款に規定される収益調整金(33,593,448	信託約款に規定される収益調整金(22,569,364
円)、及び分配準備積立金(79,307,374円)よ	円)、及び分配準備積立金(35,314,690円)よ
リ分配対象収益は112,900,822円(1万口当たり	リ分配対象収益は57,884,054円(1万口当たり
444.83円)でしたが、当期は分配を行っておりま	444.85円)でしたが、当期は分配を行っておりま
せん。	せん。

(有価証券に関する注記)

第2期(平成20年3月31日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,506,679,469	57,766,027
合 計	2,506,679,469	57,766,027

第3期(平成21年3月31日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
投資信託受益証券	985,474,700	288,632,914
合 計	985,474,700	288,632,914

(デリバティブ取引等に関する注記)

第2期(自 平成19年4月3日 至 平成20年3月31日)

. 取引の状況に関する事項

該当事項はありません。

. 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

第3期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

. 取引の状況に関する事項

該当事項はありません。

. 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期(自 平成19年4月3日 至 平成20年3月31日) 該当事項はありません。

第3期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第2期	第3期	
(平成20年3月31日現在)	(平成21年3月31日現在)	
1 口当たり純資産額 1.0076円	1 口当たり純資産額 0.7718円	
(1万口当たり純資産額10,076円)	(1万口当たり純資産額7,718円)	

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

	(W) H IIII III III III III III III III III					
種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	日興グローバル・CB・ファンド 円 (ヘッジ有)クラス		123,796	982,816,444	
	日本円 小計	銘柄数:	1	123,796	982,816,444	
	11,11	組入時価比率:	99.7%		99.7%	
		UBS(Lux)インスティテューショナル・ ファンド - ショートターム・米ドルBA				
	米ドル	クラス		222.162	27,061.55	
	米ドル	銘柄数:	1	222.162	27,061.55	
小計					(2,658,256)	
		組入時価比率:	0.3%		0.3%	
	合計				985,474,700	
					(2,658,256)	

注)

- 1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2. 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
- 3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の各合計金額に対する比率であります。
- 4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券1銘柄	100.0%	100.0%

EDINET提出書類

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第 2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

当ファンドは、ケイマン籍外国投資信託「日興グロ・バル・CB・ファンド 円(ヘッジ有)クラス」ならびにルクセンブルグ籍外国投資信託「UBS(Lux)インスティテューショナル・ファンド・ショートターム・米ドル BAクラス」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

ケイマン籍外国投資信託「日興グロ・バル・CB・ファンド 円(ヘッジ有)クラス」ならびにルクセンブルグ籍外国投資信託「UBS(Lux)インスティテューショナル・ファンド・ショートターム・米ドル BAクラス」が組入れられている各連結ファンドの状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

日興グローバル・CB・ファンド - 円(ヘッジ有)クラス(ケイマン籍外国投資信託)の運用状況

<参考情報>

当ファンドは「UBSグローバルCBファンド」が投資対象とする外国投資信託証券です。ご参考として、掲載されている当ファンドの貸借対照表は、2007年12月31日現在の現地Annual Reportからの抜粋であり、現地の会計基準に基づき作成され、監査を受けたものです。

当ファンド組入クラスの仕組みは次の通りです。

ケイマン籍外国投資信託 日興グローバル・CB・ファンド - 円 (ヘッジ有)クラス受益証券

形態	ケイマン籍オープン・エンド型契約型外国投資信託(円建て)		
ファンドの目的	世界各国の転換証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。		
主な投資対象	米ドル建てマスター・ファンド(オコーナー・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド)を通じて、世界各国の転換証券に投資します。		
信託期間	実質、無期限		
決算日	毎年一回、12月末日		
申込手数料	ありません。		
管理報酬等	管理報酬:純資産総額の年率0.60% 受託報酬及び管理事務代行報酬:純資産残高に応じて年率0.08% - 0.12%		
管理会社および投資 運用会社	UBSオコーナー・エルエルシー (UBS 0'Connor LLC)		
受託会社および管理 事務代行会社	BNYファンド・マネジメント(ケイマン)リミテッド (BNY Fund Management (Cayman) Limited)		
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク (The Bank of New York)		

日興グローバル・CB・ファンド (ケイマン籍外国投資信託)

連結

Statement of Assets and Liabilities	貸借対照表 (貸借項目仮訳)	2007年12月31日 米ドル(単位:千)
Assets Investments in O'Connor Global Convertible Bond Master Limited Receivable from sales of investments in O'Connor Global Convertible Bond Master Limited Unrealized appreciation on forward foreign	資産 投資有価証券 - オコーナー・グローバル・コンバーティ ブル・ボンド・マスター・リミテッド 投資有価証券 - オコーナー・グローバル・コンバーティ ブル・ボンド・マスター・リミテッド売却未収金	93,651 191
exchange contracts	為替予約取引に係る未実現益	482
Subscriptions receivable Other receivables	未収申込金 その他未収金	111 186
Total Assets	資産合計	94,621
Liabilities Payable for purchases of investments in O'Connor Global Convertible Bond Master Limited Redemptions payable Management fee payable Distributor fee payable Trustee fee payable Agent Company fee payable Administration fee payable Audit fee payable Other payables Total Liabilities	負債 投資有価証券 - オコーナー・グローバル・コンパーティ ブル・ポンド・マスター・リミテッド購入未払金 未払償還金 未払管理報酬 未払販売報酬 未払信託報酬 未払代行協会員報酬 未払管理事務代行報酬 未払監査報酬 その他未払金 負債合計	90 211 191 91 24 17 89 19 174
Net Assets	純資産	93,715

日興グローバル・CB・ファンド - 円 (ヘッジ有)クラス受益証券

発行済受益証券口数:249,296口

受益証券1口当り純資産価格:10,965円

UBS(Lux)インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドルBAクラス受益証券(ルクセンブルグ籍外国投資信託)の運用状況

<参考情報>

当ファンドは「UBSグローバルCBファンド」が投資対象とする外国投資信託証券です。ご参考として、掲載されている当ファンドの貸借対照表は、2007年12月31日現在の現地Annual Reportからの抜粋であり、現地の会計基準に基づき作成され、監査を受けたものです。

当ファンド組入クラスの仕組みは次の通りです。

ルクセンブルグ籍外国投資信託 UBS(Lux)インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドルBAクラス受益証券 (米ドル建て)

形態	ルクセンブルグ籍オープン・エンド型契約型外国投資信託(米ドル建て)
ファンドの目的	米ドル建ての短期公社債等を主要投資対象とし、高い流動性を確保しつつ、信託財産の安 定した成長を目指します。
主な投資対象	米ドル建ての短期公社債等
信託期間	無期限
決算日	毎年一回、12月末日
申込手数料	ありません。
管理報酬等	受託報酬及び管理事務代行報酬:純資産総額に対し年率0.065%以内
管理会社	UBSインスティテューショナル・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (UBS Institutional Fund Management Company S.A.)
投資運用会社	UBS AG, UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ) (UBS AG, UBS Global Asset Management, Zurich)
管理事務代行会社	UBSファンド・サービシズ(ルクセンブルグ)エス・エー (UBS Fund Services (Luxembourg) S.A.)
保管会社	UBS (ルクセンブルグ)エス・エー (UBS (Luxembourg) S.A.)

78,797,486.25

UBS(Lux)インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドル (ルクセンブルグ籍外国投資信託)

連結

貸借対照表 2007年12月31日 Statement of Net Assets (貸借項目仮訳) 米ドル Investments in securities, cost 投資有価証券 - 費用 76,325,424.64 Investments in securities, unrealized appreciation 投資有価証券未実現評価(損)益 718,275.77 (depreciation) 投資有価証券合計 Total investments in securities 77,043,700.41 Time deposits and fiduciary deposits 定期預金および信託預金 1,453,402.63 Interest receivable on securities 有価証券に係る未収利息 307,534.20 Interest receivable on liquid assets 流動資産に係る未収利息 313.54 Other receivables Total Assets その他未収金 40.01 78,804,990.79 資産合計 Liabilities 保管費用引当金 年次税引当金 Provisions for custodian bank fees - 1,913.07 Provisions for taxe d'abonnement - 1.969.94 - 3,621.53 その他の費用に係る引当金 Provisions for other commissions and fees 引当金合計 - 7 504 54 Total provisions Total Liabilities - 7,504.54 負債合計

当期末時点における純資産

UBS(Lux)インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドルBAクラス受益証券(米ドル建て)

発行済受益証券口数:459,549.6330口 受益証券1口当り純資産価格:117.85米ドル

Net assets at the end of the financial year

中間財務諸表

【UBSグローバルCBファンド】 (1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	前中間計算期間 (平成20年9月30日現在)	当中間計算期間 (平成21年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	42,230,874	17,367,724
投資信託受益証券	1,520,884,396	1,562,037,067
未収利息	462	23
流動資産合計	1,563,115,732	1,579,404,814
資産合計	1,563,115,732	1,579,404,814
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,734,763	4,637,310
未払受託者報酬	543,606	344,017
未払委託者報酬	10,111,065	6,398,574
流動負債合計	24,389,434	11,379,901
負債合計	24,389,434	11,379,901
純資産の部		
元本等		
元本	1,812,478,005	1,523,851,991
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	273,751,707	44,172,922
(分配準備積立金)	51,029,215	28,279,677
元本等合計	1,538,726,298	1,568,024,913
純資産合計	1,538,726,298	1,568,024,913
負債純資産合計	1,563,115,732	1,579,404,814

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(十四・13)
	前中間計算期間 自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日	当中間計算期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日
営業収益		
受取利息	116,208	8,885
有価証券売買等損益	267,645,499	365,961,401
為替差損益	89,426	217,034
営業収益合計	267,439,865	365,753,252
宫業費用 三		
受託者報酬	543,606	344,017
委託者報酬	10,111,065	6,398,574
営業費用合計	10,654,671	6,742,591
営業利益又は営業損失()	278,094,536	359,010,661
経常利益又は経常損失()	278,094,536	359,010,661
ー 中間純利益又は中間純損失 ()	278,094,536	359,010,661
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 ⁻ 約に伴う中間純損失金額の分配額()	10,697,535	31,029,393
期首剰余金又は期首欠損金()	19,405,386	296,946,689
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,767,399	64,767,148
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	-	64,767,148
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	3,767,399	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,132,421	51,628,805
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	8,132,421	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	-	51,628,805
ー 中間剰余金又は中間欠損金 ()	273,751,707	44,172,922

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前中間計算期間 自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日	当中間計算期間 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日
1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額又は管理会社の計算する価額で評価しております。	投資信託受益証券 同左
2 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準「投資平的の処理基準」「投資では、「大学のののでは、「大学のののでは、「大学のののでは、「大学のののでは、「大学のののでは、「大学のののでは、「大学ののでは、「大学のでは、「ないは、「ないは、「ないは、「ないは、「ないは、「ないは、「ないは、「ない	外貨建取引等の処理基準同左

(中間貸借対照表に関する注記)

	区分	前中間計算期間 (平成20年9月30日現在)	当中間計算期間 (平成21年9月30日現在)
1.	期首元本額 期中追加設定元本額 期中解約元本額	2,537,951,665円 218,645,863円 944,119,523円	1,301,166,899円 526,210,389円 303,525,297円
2.	中間計算期間末日における受益権の総数	1,812,478,005□	1,523,851,991□
3.	元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産総額が元本総額を下回っており、 その差額は273,751,707円です。	-

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) 該当事項はありません。

当中間計算期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) 該当事項はありません。

(有価証券に関する注記) 前中間計算期間 (平成20年9月30日現在) 該当事項はありません。

当中間計算期間 (平成21年9月30日現在) 該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記) 前中間計算期間 (平成20年9月30日現在) 該当事項はありません。

当中間計算期間 (平成21年9月30日現在) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 前中間計算期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) 該当事項はありません。

当中間計算期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

前中間計算期間	当中間計算期間		
平成20年9月30日現在	平成21年9月30日現在		
1 口当たり純資産額 0.8490円	1 口当たり純資産額 1.0290円		
(1万口当たり純資産額 8,490円)	(1万口当たり純資産額 10,290円)		

2 【ファンドの現況】

純資産額計算書(2009年11月30日現在)

「UBSグロ・バルCBファンド」

資産総額	1,537,295,299 円
負債総額	19,783,103 円
純資産総額(-)	1,517,512,196 円
発行済口数	1,461,352,516 口
1口当たり純資産額(/)	1.0384 円

第5 【設定及び解約の実績】

下記、計算期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定口数	解約口数	
第1計算期間	3,051,309,239	203,545,703	
第2計算期間	964,965,044	1,274,776,915	
第3計算期間	274,268,351	1,511,053,117	
第4計算期間(中間)	526,210,389	303,525,297	

⁽注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】(平成21年12月25日現在)

a 資本金の額 22億円

b 会社が発行する株式総数 86,400株

c 発行済株式総数 21,600株

d 資本金の額の増減(最近5年間) 該当事項はありません。

e 会社の機構

経営体制

(取締役会)

当会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

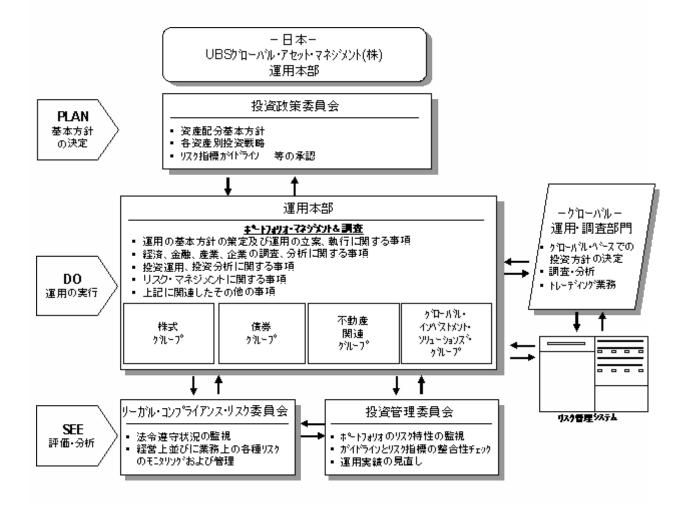
(代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、各自会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

投資運用の意思決定機構



(平成21年11月末日現在)

上記の体制は今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種・第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託(公募)は平成21年11月末日現在、以下のとおりです。

(平成21年11月末日現在)

			ファンド本数 (本)	純資産総額 (百万円)
投資信託総合計			44	691,548
	株式投資信託		44	691,548
		単位型	5	28,136
		追加型	39	663,412
	公社債投資信託		0	0
		単位型	0	0
		追加型	0	0

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表の作成方法について

当社の前事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の財務諸表は、改正前の「財務諸表等の 用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並び に同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52 号)に基づいて作成しております。

また当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表は、改正後の財務諸表等規則並 びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52 号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成19年4月1日から平成20年 3月31日まで)及び当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有 限責任監査法人により監査を受けております。

1.財務諸表

(1)【貸借対照表】

期別		前事業年度		当事業年度	
		(平成20年3月31日)		(平成21年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金 額 (千円)	内訳	金 額 (千円)
(資産の部)					
流 動 資 産					
預金	*1		5,877,786		3,373,821
未 収 入 金	*1		31,623		15,176
未収委託者報酬			1,582,804		1,767,269
未収投資顧問料	*1		1,431,887		608,448
その他未収収益	*1		335,604		206,272
繰 延 税 金 資 產			149,900		43,900
そ の 他			41,928		88,138
流 動 資 産 計			9,451,535		6,103,025
固定資産 投資その他の資産			539,600		615,200
		404 600	539,000	E70 000	010,200
繰延税金資産		494,600		570,200	
ゴルフ会員権		45,000	F00.000	45,000	015.000
固定資産計			539,600		615,200
資産合計			9,991,135		6,718,225

		前事業年度		有個証券由出書 出本業任 度	
期別				当事業年度	
		(平成20年3月31日)		(平成21年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金 額 (千円)	内訳	金 額 (千円)
(負債の部)					
流 動 負 债					
預 り 金			41,245		28,762
未 払 金	*1		167,906		30,049
未 払 費 用	*1		573,864		1,521,365
未 払 消 費 税			128,775		68
未 払 法 人 税 等			1,549,985		148,574
その他			1,364		6,570
流 動 負 债 計			2,463,142		1,735,390
固定負债					
退職給与引当金			954,822		26,971
退職給付引当金			62,653		183,522
固定負债計			1,017,475		210,493
負债 合計			3,480,617		1,945,884
(純資産の部)					
株主資本					
資 本 金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金					
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		3,760,517		2,022,341	
繰越利益剰余金		3,760,517		2,022,341	
利益剰余金合計			4,310,517		2,572,341
株主資本合計			6,510,517		4,772,341
純 資 産 合 計			6,510,517		4,772,341
負債及び純資産合計			9,991,135		6,718,225

(2)【損益計算書】

		前事業年度		当事業年度	
期別		自 平成19年4月1日)		自 平成20年4月1日)	
		至 平成20年3月31日		至 平成21年3月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金 額 (千円)
営業収益					
委託者報酬 投資顧問料		7,725,742		9,057,395	
	*1	5,847,439		3,365,802	
その他営業収益 営業収益計	*1	1,077,315	14.050.407	832,688	10.055.000
			14,650,497		13,255,886
営業費用 支払手数料			2225.001		4 200 022
文 仏 子 妖 49 広 告 宣 伝 費			3,235,081 259,862		4,208,023
本			239,862 228,884		236,082 97,903
一			220,004 82,189		56,556
五 未 椎 柱 耳 通 信 費		8,698	02,109	6,613	30,330
印刷费		3,567		2,689	
協会費		14,624		16,219	
E の 他	*1	55,298		31,034	
営業費用計		00,230	3,806,017	01,004	4,598,564
一般管理費			0,000,011		4,000,004
統 日			2,616,669		2,382,715
役 負 報 酬		348,497	2,010,000	180,906	2,002,110
給料・手当	*1	1,505,873		1,487,963	
賞 与		762,299		713,845	
退職給与引当金繰入		,	36,863	,	26,971
交 際 費			16,029		9,940
旅 費 交 通 費			89,605		49,873
租 税 公 課			52,126		40,103
不 動 産 賃 借 料			183,851		216,739
退 職 給 付 費 用			232,915		307,721
事務委託費	*1		1,307,509		2,121,731
諸 経 費			41,344		70,615
一般管理費計			4,576,916		5,226,411
営 業 利 益			6,267,563		3,430,910
営業外収益					
受 取 利 息		6,255		5,697	
為替差益		5,367		65,365	
雑 収 入		1,766		1	
営業外収益計	Ш		13,389		71,064
経 常 利 益	Ш		6,280,953		3,501,974
税引前当期純利益	\square		6,280,953		3,501,974
法人税、住民税及び事業税	$\vdash \vdash$		2,727,937		1,449,232
還 付 法 人 税 等	$\vdash \vdash$		31,503		-
法人税等調整額	$\vdash \vdash$		7,500		30,400
当期 純利益			3,592,018		2,022,341

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

株 主 資 本 資 本 金 利 益 剰 余 金	前 期 末 残 当 期 変 動 当 期 末 残 前 期 末 残 当 期 末 残	· 額 · 高 · 高	前事業年度 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日 2,200,000 - 2,200,000 463,302	当事業年度 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年3月31日 2,200,000 - 2,200,000
資 本 金 利 益 剰 余 金	当期変動当期末残	· 額 · 高 · 高	至平成20年3月31日 2,200,000 - 2,200,000	至 平成21年3月31日 2,200,000 - 2,200,000
利益剰余金	当期変動当期末残	· 額 · 高 · 高	2,200,000 - 2,200,000	2,200,000 - 2,200,000
利益剰余金	当期変動当期末残	· 額 · 高 · 高	2,200,000	2,200,000
	当期末残	高		
	前期末残	高		
			463,302	550,000
			463,302	550,000
利益準備金	当 期 変 動	#3	·	550,000
		類	86,697	_
	当期末残	高	550,000	550,000
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	前期末残	高	3,171,196	3,760,517
	当 期 変 動	額 剰余金の配当	△ 3,002,697	△ 3,760,516
		当 期 純 利 益	3,592,018	2,022,341
	当 期 末 残	高	3,760,517	2,022,341
利益剰余金合計	前期末残	高	3,634,498	4,310,517
	当 期 変 動	1 額	676,018	△ 1,738,175
	当期末残	高	4,310,517	2,572,341
株主資本合計	前期末残	高	5,834,498	6,510,517
	当 期 変 動	額	676,018	△ 1,738,175
	当 期 末 残	高	6,510,517	4,772,341
純資產合計	前期末残	高	5,834,498	6,510,517
	当 期 変 動	類	676,018	△ 1,738,175
	当期末残	高	6,510,517	4,772,341

重要な会計方針

 C 0. EX H 1 / 3 = 1			
科目	期別	前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1 引当金の計上基準		(1) 退職給付引当金 退職給付費用は従業員の退職給付 に備えるため、当期末における退職給付 付債務及び年金資産の見込み額に 一き、必要額を計上しており 等と、必要額を計上しており 等と、当時では、当時では、当時では のであります。過去勤務債務 りでは全額費用処理しております。 では、発生年度に全額費 理計算上の差異は、発生年度に全額損益の 理計算上の者ります。 (2) 退職給与引当金 退職給与に備えるため、退職給与規 程に従いすると と認め要額に基づき必要額に おいちの見込額に基づきの といております。	(1) 退職給付引当金 同左 (2) 退職給与引当金 平成21年1月1日付退職給付信託契 約書に基づき、同1月9日に退職給与引 当金の残高を三菱UFJ信託銀行へ信託 財産として拠出いたしました。また、 退職給与規程に従い算出される退職
		上しております。 このうち、役員分は63,661千円であり ます。	退職給与規程に従い鼻出される退職 給与見込額の変動により、当期末にお いて発生していると認められる退職 給与の見込額に基づく金額を計上し ております。 このうち、役員分は 2,038 千円であります。
2 その他財務諸表作成の の基本となる重要な事		消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。	消費税等の処理方法 同左

表示方法の変更

(A)	
前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
	営業費用の調査費に掲記していたシステムサービス 利用費につきましては、当事業年度よりその内容を考 慮し、一般管理費の事務委託費に変更しております。

追加情報

前事業年度	当事業年度
(自 平成19年4月 1日	(自 平成20年4月 1日
至 平成20年3月31日)	至 平成21年3月31日)
	1. 未収委託者報酬及び未払費用の会計処理 未収委託者報酬及び未払費用は、従来、未払代行手 数料を含まない額を資産及び負債に計上しておりましたが、当会計年度から、未払代行手数料を含んだ未 収委託者報酬を資産計上するとともに、未払代行手数 料を未払費用に計上する表示方法に変更いたしました。この結果、従来の方法によった場合に比較して、未 収委託者報酬及び未払費用は、865,370千円大きく計上されておりますが、当期純利益に対する影響はありません。 2. 退職給付信託 平成21年1月1日付退職給付信託契約書に基づき、同1 月9日に退職給与引当金の残高844,758千円と同額の 現金を三菱UFJ信託銀行へ信託財産として拠出いたしましたが、当期純利益に対する影響はありません。 3. 関連当事者の開示 当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計 基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針第13号 平成18年10月 17日)を適用しております。 なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)		
*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債 の内容は、次の通りであります。 預金 1,219,379千円 未収投資顧問料 89,017千円 その他未収収益 109,409千円 未払金 375千円 未払費用 64,682千円	*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債 の内容は、次の通りであります。 預金 1,708,339千円 未収入金 800千円 未収投資顧問料 3,132千円 その他未収収益 39,452千円 未払金 1,232千円 未払費用 22,833千円		

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月 1 至 平成20年3月31		当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)		
*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社 の通りであります。 投資顧問料 その他営業収益 事務委託費 給料・手当 営業雑経費 その他	:に対する取引額は次 337,134千円 364,806千円 183,048千円 260,206千円 42,470千円	*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関 次の通りであります。 投資顧問料 その他営業収益 事務委託費 給料・手当 営業雑経費 その他	7条会社に対する取引額は 122,668千円 139,621千円 128,711千円 213,937千円 20,555千円	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	增加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	ı	_	21,600

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,916,000	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,760,516	174,098	平成20年3月31日	平成20年6月19日

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	增加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,760,516	174,098	平成20年3月31日	平成20年6月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次の通り、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第14期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	2,021,760	93,600	平成21年3月31日	第14期定時 株主総会の翌日

(デリバティブ取引関係)

前事業年度	当事業年度
(自 平成19年4月 1日	(自 平成20年4月 1日
至 平成20年3月31日)	至 平成21年3月31日)

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1.採用している制度の概要 当社は確定給付型の制度として、適格退職年金制度 及び退職一時金制度を設けております。当社の適格退 職年金契約は当社と同一の親会社を持つ会社(3社) との共同結合契約であり年金資産の計算は退職給付 債務の比率によっております。	1.採用している制度の概要 同左
2.退職給付債務に関する事項 (平成20年3月31日現在)	2.退職給付債務に関する事項 (平成21年3月31日現在)
(1) 退職給付債務 498,383千円 (2) 年金資産 435,730千円 (3) 退職給付引当金 62,653千円	(1) 退職給付債務537,679千円(2) 年金資産354,156千円(3) 退職給付引当金183,522千円
3.退職給付費用に関する事項 (自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	3.退職給付費用に関する事項 (自平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(1) 勤務費用90,765千円(2) 利息費用6,401千円(3) 期待運用収益2,997千円(4) 数理計算上の差異の費用処理額107,538千円退職給付費用201,707千円(5) その他31,208千円合計232,915千円	(4) 数理計算上の差異の費用処理額 <u>120,270千円</u>
(注) 上記(5) その他は、臨時に支払った割増退職金であります。	(注)上記(5)その他は、臨時に支払った割増退職金であります。
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 (1) 割引率 1.5% (2) 期待運用収益率 0.58% (3) 退職給付見込額の期間配分方法 支給倍率基準 (4) 過去勤務債務の処理年数 発生時一括処理 (5) 数理計算上の差異の処理年数 発生時一括処理	4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 (1)割引率 1.5% (2)期待運用収益率 0.58% (3)退職給付見込額の期間配分方法 支給倍率基準 (4)過去勤務債務の処理年数 発生時一括処理 (5)数理計算上の差異の処理年数 発生時一括処理

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)		(平	当事業年度 ² 成21年3月31日)
	₹ 単位:千円)		生の主な原因別の内訳 (単位:千円)
│ 繰延税金資産		▎ 繰延税金資産	
未払費用	30,880	未払費用	28,490
未払事業所税	2,070	未払事業所税	2,450
減価償却超過額	7,940	減価償却超過額	10,470
退職給与引当金	386,690	退職給与引当金	351,210
未払事業税	116,950	未払事業税	12,950
株式報酬費用	72,570	株式報酬費用	132,200
退職給付引当金	25,370	退職給付引当金	74,320
その他	2,030	その他	2,010
評価性引当額		評価性引当額	
繰延税金資産合計	644,500	繰延税金資産合計	614,100

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法率との間の差異の原因となった主要なI	, 1100 is in 213—	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法 率との間の差異の原因となった主要なI	, vivo is in just
法定実効税率	40.65	法定実効税率	40.65
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.95	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.70
その他	0.21	その他	0.10
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.81	税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.25

(関連当事者との取引)

前事業年度

(1) 親会社

前事業年度

白 平成19年4月 1日

至 平成20年3月31日

					<u> </u>	表20年3月31日					
属性	余社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内 第70件	事業の内 (歴決権の所 容又は職 有(被所有)割		内容	- 取引の内容	取引金額	料目	期未残害
WHIT.	×17.400944	ш. т	貨金	*		復員の悪任等	事業上の関係		(千円)	77-0	(干円)
钡 余社	1-F,-1%14%,-	Ҳ҈҈҆Ҳ҈҂ ѯ ҈ӈҕѣ	21億次(275)	銀行、証券 業務	(被所有) 100%	なし	金銭の役入 れ、人件費の 立書等	金銭の役入れ		検金	1,219,379
								増加	3,487,884		
								減少	3,474,848		
								投資額周料他	337,134	木収投資額問料	89,017
										その他未収収益	109,409
								投資額同業 務付費 する事務委託	183,048	未抵金	375
								人件賞	280,208	未抵費用	64,882
								经营指導料	42,470		

取引条件及び、取引条件の決定方針等

- 1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
- 2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

前事業年度 白 平成19年4月 1日

至 平成20年3月31日

	至平成20年3月31日										
属性	余社等の名称	住所	資本金 又使出 資金	事業 の内 容又は職	建決権の所 有 (被所有)割	関係	内容	取引の内容	取引金額 (王円)	料目	期未務高 (王円)
			F. II	*	a	役員の兼任等	事業上の関係		(17/17)		(17/17)
氨	⊒		800種用	紅拳衆	ն ե	<i>ե</i> լե	人件賞、社会 保険料などの	人件實、社会保険料	298.341	未収入金	31,809
	社	区大事町		a			立書	ALE VITO MISH	2,541	未抵費用	53,592
	ユーヒ [*] ーエス・マネダメ ンド・サポーチ株 選 会	東京都干代田 区大事町	2干万円	サービス素	なし	なし	物品経費、事 務所賃借料な	物品经营、事務所實 借料	248,707	未収入金	15
*	社	PATO I					どの立書	18-47		未抵費用	33,224
	UBS Fund Services(Cayma n)	ਮਨ	5.6百万米国ド ル	投資額面票	ಸ ು	<i>ზ</i> ეს	承集集務	その他言葉収益	201,318	その他未収収益	44,951
社	UBS Fund Management (Switzerland) AG	242- /	1百万次-(275)>	投資額同業	ಸ ಿ	ಓ	投資額商業務	投資額問料	59,981	未収投資額問料	2,259
	UBS Global						投資 國西 素務	投資額周料他	384,135	その他未収収益	41,383
	Asset Menegement (Austrelle) Ltd	⋣─⋙⋽⋃⋫⋻⋫ ⋣─	8百万 オーメシリオゲル	投資額問業	ಬ ರ	ಬ し	及び、それに 関する事務委 経等	投資額商業 終行費 する事務委託	54,082		
Ø	V							人件賞	23,957	未抵費用	13,895
	UBS Global Asset Management (HK) Ltd	香港	25百万香港ド ル	投資 個問 素	ಬ	なし	投資額間 素務 に関する事務 委託	投資額 同業 終行費 する事務委託	572	未抵費用	572
7	UBS Global Asset Management (Singapore) Ltd	∜シガオール	3.9百万 92かは"-M*"ル	投資額因素	ಬ し	ಜ し	投資額間 条務 に関する事務 条紙	投資額間乗 務付費 する事務委託他	52,877	未抵費用	21,952
	UBS Global						投資 顧問 素務	投資額問料他	13.7,889	木収投資額問料	15,945
	Asset Menegement	英国・008つ	5〒6百万 英国ポンド	投資額面景	ಚೀರ	ಬ ರ	及び、それに 関する事務委			その他未収収益	42,941
	(UK) Ltd						お等	投資額同業 <i>務</i> 付開 する事務委託他	324,854	未抵費用	180, 747
*	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・四科	7年7百万 英国ポンド	投資銀門業	ಓ	なし	人件賞の立書	人件賞	13,749	-	-
	UBS Global						投資 國西 素務	投資額周料他	98,397	その他未収収益	35,373
社	Asset Management (Americas) Inc	米国・シカゴ	5万米国ドル	投資額間	ಬ し	ಸ್ಟ ರ	及び、それに	投資額商業 <i>務</i> 付買 する事務委託	78,924	未抵費用	85,201
	,							人件賞	55,115		
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1 百万米国ドル	投資 額 西 素	なし	なし	燕亲亲亲	その他言葉収益	107,448	その他未収収益	30,331
*	UBS Equity Fund Management Company SA	ルクセンブル グ	5.7百万 スイスフラン	投資額問業	ಸ ಿ	ենն	投資額商業務	投資額問料	130,583	未収投資額問料	3,458

取引条件及び、取引条件の決定方針等

- 1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
- 2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
- 3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度

(1) 親会社及び法人主要株主等

当事業年度

自 平成20年4月 1日

至 平成21年3月31日

					_ 12/21/7/2/					
種類	会社等の名称 文は氏名	所在地	資本金文は出資金	要業の内 容文は職 業	議決権の所 有 (被所有)割 合	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
親余社	ュービーエスエイダー (ロンドン証券取 引所他上場)	スイス・チューリッセ	29億スイスフラン	銀行、証券 業務	(被所有) 100%	金銭の預入 れ、人件費の 立替等	金銭の預入れ		預金	1,708,339
							増加	8,840,192		
							減少	6,151,232		
							投資顧問料他	282,289	未収投資顧問料	3,132
									その他未収収益	39,432
							投資顧問業務に関 する事務委託	128,711	未払金	1,232
							人件費	213,937	未払費用	22,833
									未収入金	800
							経営指導料	20,555		
1	I	I		I		1	1	l		l

取引条件及び、取引条件の決定方針等

- 1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
- 2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

当事業年度

自 平成20年4月 1日

至 平成21年3月31日

					<u> </u>	310				
種類	会社等の名称 又は氏名	資度合計	資本金文は出資 金	事業の内 容又は職 業	議決権の所 有(被所有)割 合	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親						投資顧問業務	投資顧問料	3,833	未収投資顧問料	4,045
									未収入金	10,735
	ユービーIス証券会 社	東京都千代田 区大手町	800億円	証券業	ದ್ದ ∪	人件費、社会 保険料などの	事務委託費等	284,431	★払金	181
						立督	* 43 € 6. € *	204,401		
									未払費用	84,240
衆	ュービーエス・マネジメン ト・サポート株式会社		2千万円	サービス業	ದ್ದ ಿ	物品経費、事 務所賃借料な どの立替	物品餐費、事務所賃 借料	202,151	未払費用	55,035
	UBS Securities	米国・ウィルミ ントン	1,283百万 米国ドル	サービス 業	なし	人件費の立替	人件費	174	-	-
	UBS Realty Investors LLC	米国・ポストン	89百万米国ドル	投資顧問業	ಬ ರ	人件費の立替	人件費	6,900	-	_
	INESUS CCO									
	UBS Fund Services/Covmon)	% (₹)	5.8百万米国ドル	投資顧問業	ಜ ೬	兼業業務	その他営業収益	84,881	その他未収収益	9,218
ŧ±	22 11323, 34,11141,			, AK						
	UBS Fund									
	Menagement (Switzerland) AG	スイス・カーセル	1百万スイスフラン	投資顧問業	ಓ	投資顧問業務	投資顧問料	39,970	未収投資顧問料	1,344
							投資顧問料他	415,890	その他未収収益	28,322
	UBS Global Asset Management	オーストプリナ・ント	8百万	投資顧問	 ಜ	投資顧問業務及び、それに	投資顧問業務に関	35,299		
l o	(Australia) Ltd	=-	オーストラリアドル	*		関する学務会 託等	する事務委託 人件費		未払費用	8,232
"								79127	ТИВН	4242
	UBS Global Asset Management (HK) Ltd	香港	25百万香港ドル	投資顧問 業	ಸ ು	投資顧問業務 に関する事務 委託	投資顧問業務に関 する事務委託	905	未払費用	173
							1.04.	41.000	+ 10 7 4	2522
	UBS Global Asset Management		39百万	投資顧問		人件費の立替	八件實	14,255	未収入金	3,820
_	(Singapore) Holdings Pte Ltd	シンがオール	92000 - EFE	*	ಬಿ.	投資顧問業務 に関する事務 委託	投資顧問業務に関 する事務委託他	25,423	未払費用	4,632
子						25.00				
	UBS Global Asset		88百万	投資顧問		投資顧問業務 及び、それに	投資顧問料他	109,888	未収投資顧問料	59,113
	Menegement (UK) Ltd	英国・ロバン	英国ポンド	*	12.0	関する事務委託等			その他未収収益	9,105
							投資顧問業務に関 する事務委託	447,838	未払費用	204,819
	UBS Global AM	英国・ロバン	85百万	投資顧問	451	人件費の立替	1.0+=	15,019		
余	Haldings Ltd	英国-17/17	英国ポンド	#	12.0	八件責の立皆	AITE	13,018	_	
						投資顧問業務	投資顧問料他	61,963	その他未収収益	26,999
	UBS Global Asset Management	米国・シカゴ	1米国ドル	投資顧問 業	ಬಿ	及び、それに	投資顧問業務に関 する事務委託	139,014	未払費用	48,291
	(Americas) Inc					記等	人件費	37,961		
	LIER No. of									
	UBS Atemative and Quantitative Investment LLC	米国・ウィルミ ントン	10万米国ドル	投資顧問 業	ಜಿಟ	兼業業務	その他営業収益	378,903	その他未収収益	131,902
Ħ	UBS O'Connor	\u = · · ·		投資顧問						
	ПС	米国・シカゴ	1百万米国ドル	*		兼業業務	その他営業収益	112,067	その他未収収益	27,221
	UBS Equity Fund Management Company SA	ルクセンブル グ	5.7百万 スイスフラン	投資顧問 業	ದ್ದ ಿ	投資顧問業務	投資顧問料他	54,672	未収投資顧問料	1,387
	UBS Pectual Asset	ブラジル・リオ	27百万	投資顧問			投資顧問業務に関		+ + - -	
*	Management S.A. DTVM	デジャネイロ	ブラジルレアル	*	ಓಡಿ	投資顧問業務	する事務委託	788,087	未払費用	180,805
	71 <i>4</i> 7 /4 7 7 °				l	l	I .			

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

- 2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
- 3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年4月 1 至 平成20年3月31日	 当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)		
1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益 なお、潜在株式調整後1株当たり ては、潜在株式が存在していないだけん。	1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益 なお、潜在株式調整後1株 ては、潜在株式が存在してい せん。	220,941円75銭 93,626円92銭 当たり当期純利益につい いないため記載しておりま	

(注)1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益(千円)	3,592,018	2,022,341
普通株式に係る当期純利益(千円)	3,592,018	2,022,341
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	21,600	21,600

(重要な後発事象)

前事業年度	当事業年度
(自 平成19年4月 1日	(自 平成20年4月 1日
至 平成20年3月31日)	至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等 (委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な 関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において 同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商 品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成21年4月1日現在)	事業の内容
中央三井アセット 信託銀行株式会社	11,000百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律(兼営法)に基づき信託業務も営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成21年10月1日現在)	事業の内容
日興コーディアル証券 株式会社	100億円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、受益権の通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売業務および一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社 該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- 1. 目論見書の表紙に委託会社の名称、所在地およびロゴ・マークを表示し、ファンドの愛称、キャッチ・コピーおよび図案を採用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。
- 2.目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載する場合があります。
- 3. 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
- 4. 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- 5. 目論見書に信託約款の全文を記載することがあります。
- 6. 以下の趣旨の文章または文言の全部または一部を目論見書に記載することがあります。

[投資信託の特徴]

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえ、ご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本及び利息の保証はありません。
- ・投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。
- 7. 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- 8. 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 9. 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- 10. 目論見書の表紙または表紙裏に課税上の取扱いとして「課税上は株式投資信託として取扱われます。」または同様の趣旨の文言を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月28日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 取締役会御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大畑 茂 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバルCBファンドの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSグローバルCBファンドの平成21年3月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月18日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 和田 涉 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバルCBファンドの平成21年4月1日から平成21年9月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBSグローバルCBファンドの平成21年9月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.中間財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書(当期)へ

独立監査人の監査報告書

平成21年6月17日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 山口光信印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 野元寿文印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年5月27日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大畑 茂 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバルCBファンドの平成19年4月3日から平成20年3月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSグローバルCBファンドの平成20年3月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月27日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 取締役会御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大畑 茂 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバルCBファンドの平成20年4月1日から平成20年9月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBSグローバルCBファンドの平成20年9月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 . 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書(前期)へ

独立監査人の監査報告書

平成20年6月17日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 猪鼻孝夫 印

代 表 社 員

業務執行社員 公認会計士 野元寿文印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子 化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。